

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会
電気用品整合規格検討ワーキンググループ（第16回）

議事要旨

日時：令和2年7月22日（水曜日）13:00～15:00

場所：経済産業省別館3階310共用会議室＋オンライン会議

出席者

三木座長、青柳委員、氏田委員、梶屋委員、加藤委員、熊田委員、多氣委員、日暮委員、松本委員、三浦委員、持丸委員、渡邊委員

議題

整合規格案の確認について

議事概要

今回確認する整合規格案（21規格）について、事務局より資料を用いて説明を行い、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について別表第12に追加することを各委員に諮ったところ、JISC9335-2-6、JISC9335-2-36以外は了承され、この2規格については、後日事務局から再度諮ることとなった。委員からの主な発言及び事務局回答は以下のとおり。

- ・ JISC9335-2-6 及び JISC9335-2-36 について、箇条 32 に記載の「放射線」に「電磁波」は含まれるのか、「箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第一部の箇条 32 による）」をもって、技術基準省令第 13 条（電気用品から発せられる電磁波による危害の防止）を満たしていることになるのか、という質問があり、事務局より内容を確認の上、後日回答することとした。
- ・ JISC9335-2-84 の第 16 条（保護強調及び組み合わせ）の項について、「故障状態の下での機器の安全性をヒューズによって確保する場合は、適切なものを選ばなければならない。」とあるが、「適切なもの」とは具体的にどのようなものか決められているのか、という質問があり、事務局より内容を確認の上、後日回答することとした。
- ・ JISB8009-13 の第 13 条（電気用品から発せられる電磁波による危害の防止）の項について、補足欄に「アーク溶接装置によって発生する電磁波」とあるが、携帯発電機はアーク溶接装置と関係しているのか、という指摘があり、事務局より、「アーク溶接装置」は誤字であり、正しくは「携帯発電機」であるため修正する旨、回答した。

問い合わせ先

経済産業省産業保安グループ製品安全課

電話：03-3501-4707

FAX：03-3501-6201